

令和 3 年 11 月 8 日 開会

令和 3 年 11 月 8 日 閉会

(定例会第 2 回)

玄界環境組合議会会議録

玄界環境組合

目 次

第1号（11月8日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務のため出席した者の職・氏名	3
説明のため出席した者の職・氏名	3
開 会	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
議案第4号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	5
認定第1号 令和2年度玄界環境組合会計決算の認定について	7
議案第5号 令和3年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）について	15
一般質問	19
閉 会	23
署 名	24

玄界環境組合告示第4号

令和3年玄界環境組合議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月1日

玄界環境組合

組合長 田辺 一城

1 期 日 令和3年11月8日（月曜日）午前9時30分

2 場 所 古賀市役所第一庁舎4階第1委員会室

○開会日に応招した議員

神谷 建一君

北崎 正則君

牧野真紀子君

大牟田直人君

江上 隆行君

横山 良雄君

古賀 誠視君

結城 弘明君

○応招しなかった議員

なし

令和3年 玄 界 環 境 組 合 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和3年11月8日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和3年11月8日 午前9時30分開会

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 諸報告
日程第5 議案第4号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6 認定第1号 令和2年度玄界環境組合会計決算の認定について
日程第7 議案第5号 令和3年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）について
日程第8 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 諸報告
日程第5 議案第4号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6 認定第1号 令和2年度玄界環境組合会計決算の認定について
日程第7 議案第5号 令和3年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）について
日程第8 一般質問

出席議員（8名）

神谷 建一君
牧野真紀子君
江上 隆行君
古賀 誠視君

北崎 正則君
大牟田直人君
横山 良雄君
結城 弘明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

議会事務のため出席した者の職・氏名
議会事務書記 芹野眞里子君

説明のため出席した者の職・氏名

組合長	田辺 一城君	副組合長	伊豆美沙子君
副組合長	原崎 智仁君	副組合長	長崎 武利君
事務局長	小山 貴史君	総務課長	芹野眞里子君
総務課参事	中野 晴海君		
古賀清掃工場場長			本田陽一郎君
宗像清掃工場場長			山倉 昌俊君
古賀清掃工場場長補佐			柴 晴巳君
宗像清掃工場場長補佐			北崎 光雄君
代表監査委員			熊野 君男君

午前9時30分開会

〔出席議員8名〕

- 議長（結城 弘明君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年玄界環境組合議会第2回定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 議席の指定

- 議長（結城 弘明君） 日程第1、議席の指定を行います。
会議規則第3条第2項の規定により、新宮町の大牟田直人議員を4番に指定いたします。
ここで、新しく本組合議会の議員になられました大牟田議員からご挨拶をお願いいたします。
大牟田議員。
- 議員（6番 横山 良雄君） おはようございます。新宮町の大牟田です。文教生活常任委員会の委員長をしております。今後ともよろしく願いいたします。

日程第2. 会議録署名議員の指名

- 議長（結城 弘明君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、4番、大牟田直人議員、5番、江上隆行議員の2名を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

- 議長（結城 弘明君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日間と決定いたしました。

なお、会期中の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

ここで、組合長から議会招集に当たり、挨拶したい旨の申出があつておりますので、これを受けることにいたします。

組合長。

○組合長（田辺 一城君） おはようございます。本日は、令和３年玄界環境組合議会第２回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日提案いたしております議案の説明を申し上げます。

議案第４号は、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。職務に専念する義務の特例について、近年の多様化する事案に対し、柔軟に対応するための所要の規定の整備を行うため、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正するに当たり、組合議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第１号は、令和２年度玄界環境組合会計決算の認定についてでございます。歳入総額２９億６,７３５万８,９６円、歳出総額２９億２,２３９万７,２４７円、歳入歳出差引き４,４９５万３,６４９円となる決算となっております。

監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるものでございます。

最後に、議案第５号は、令和３年度玄界環境組合会計補正予算（第１号）についてでございます。歳入歳出をそれぞれ９,８４２万５,０００円増額し、総額３４億２,５２０万６,０００円とするものでございます。

以上が、上程する３議案でございます。

議案の細部につきましては、議題とされました際に事務局長に説明をさせますので、議員の皆様におかれましては、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、議会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第４．諸報告

○議長（結城 弘明君） 日程第４、諸報告をいたします。

本定例会に議案等の説明のため出席を求めていますのは、組合長、副組合長、監査委員、その他関係担当職員でございます。

次に、監査委員から配付のとおり、令和２年度の１０月分から令和３年５月分まで、並びに令和３年度４月分から５月分までの例月現金出納検査及び令和２年度の定期監査の結果報告があつております。

質疑があれば、監査委員、または執行部に説明を求めることといたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 質疑を終結いたします。

以上で、諸報告を終わります。

ここで、議案審議に入る前に、皆様にお願いがございます。

会議においては、発言者は挙手して議長の許可を得た後、起立して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

日程第5 議案第4号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（結城 弘明君） 日程第5、議案第4号、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（小山 貴史君） 議案第4号、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

議案書の表紙を1枚めくっていただき、1ページをお願いいたします。

職務に専念する義務の特例について、近年の多様化する事案に対し、柔軟に対応するため、所要の規定の整備を行うものです。

地方公務員法では、第35条において、職員は、法律または条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないと、いわゆる職務専念義務が規定されております。法の条文にありますように、条例に特別の定めがある場合を除くとされており、組合において、職務に専念する義務の特例を定めた職務に専念する義務の特例に関する条例を昭和49年に定め、施行しているところでございます。

しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症に関する職員への対応として、職員のワクチン接種、濃厚接触者としてPCR検査を受検し、その結果を待つ間の自宅待機、また、陽性であった場合の入院や自宅療養の間は職務免除として取り扱うとの県の通知がっております。しかしながら、本組合の条例に照らすと、当該条例においての職務を免除することが現状できない状況となっています。

別にお配りしておりますA4版表裏、右肩に四角囲み「資料」と記載のある資料をご参照ください。職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正に関する資料、玄界環境組合構成市町における同条例の状況という表裏の紙でございます。

これは、各構成市町の現在提案させていただいております職務に専念する義務の特例に関する条例の施行状況でございます。全ての構成市町の条例において、第2条において、場合として、第1号で研修を受ける場合、第2号で厚生に関する計画の実施に参加する場合と具体的に定め、第3号でその他の場合を市長、町長、もしくは規則に委任するということにされております。

各構成市町においては、第3号の規定に基づき、今回の新型コロナウイルス感染症対応に当たって、県通知に従い、職務免除の取扱いを行い、対応されておるところでございますが、先ほど述べましたとおり、現状の組合の条例では、その柔軟的対応ができないということになっております。

新型コロナウイルス感染症対応を例として一つ挙げましたが、今後発生するやもしれぬ事象、近年の多様化する事案に対して柔軟に対応し、構成市町の職員との対応の差、そごをなくすために今回条例改正を行うものでございます。

なお、今回の改正に伴い、これまで条例にて規定しておりました第3号以降も含め、基本は、職務に専念する義務が職員にあることを念頭に置き、古賀市をはじめ構成市町の規則を参考とし、規則を定めることとしておるところでございます。

議案書をめくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

参考資料としてつけております新旧対照条文で改正内容をご説明いたします。

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正では、第1条、改正案では、地方公務員法の読替えがないことから、「以下「法」という。」読替え規程を削除しております。

次に、第2条、現行条例の第3号以下第11号までを削除とし、第3号を「前2号に規定する場合を除くほか、規則で定める場合」とし、1号及び2号以外で、任命権者等からの承認を受け、職務に専念する義務を免除されることができる場合を規則に委任するものでございます。

戻りまして、2ページをお願いいたします。

この改正条例につきましては、附則において、施行期日を公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。起立者全員でございます。賛成全員であります。よって、議案第4号、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 認定第1号 令和2年度玄界環境組合会計決算の認定について

○議長（結城 弘明君） 日程第6、認定第1号、令和2年度玄界環境組合会計決算の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（小山 貴史君） それでは、令和2年度玄界環境組合会計決算についてご説明をいたします。少し長くなりますので、座って説明させていただきます。

○議長（結城 弘明君） どうぞ。

○事務局長（小山 貴史君） 令和2年度玄界環境組合会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けまして議会の認定に付すものでございます。

まず、その大要をご説明いたします。

お配りしております令和2年度玄界環境組合決算資料をご参照ください。その資料の19ページ、20ページをお開き願います。

ごみ搬入量の推移を掲載いたしておりますが、各構成市町から持ち込まれた可燃ごみ、資源ごみ・粗大（不燃ごみ）量でございます。可燃ごみにつきましては、対前年度比が、福津市においては若干上回っておりますが、他の市町においては下回っております。個人搬入は、これはコロナ禍での過ごし方の影響と申しまししょうか、その影響で伸びを示しております。資源・粗大ごみについては、どの市町も前年度より伸びを示している状況でございます。

令和2年度において、この搬入されました可燃ごみ、資源・粗大ごみを適正に処理をいたしております。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、罹患による工場の停止などにならぬよう、職員をはじめ受託会社など、感染予防に努め、業務を継続いたしましたものでございます。

令和2年10月13日にはリチウムイオン電池が原因とされる火災事故が古賀清掃工場で発生をいたしました。その後の操業には影響はなく、対策工事として、炎感知センサーの増設、火災受信機の増設、集塵ダクトに複数の点検口を追加する工事を実施しているものでございます。

それでは次に、決算書の説明をいたします。

玄界環境組合歳入歳出決算書をお願いいたします。決算書を3枚めくっていただきまして、1ページをお開き下さい。

令和2年度玄界環境組合会計歳入歳出決算において、歳入総額は29億6,735万896円、歳出総額は29億2,239万7,247円、歳入歳出差引き額は4,495万3,649円となっております。繰越明許費等、翌年度に繰越すべき財源はございませんので、令和2年度の実質収支は、歳入歳出差引き額と同額の4,495万3,649円となっております。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明をいたします。なお、説明に当たり、不用額については、節単位で30万円以上のものについてご説明をいたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費、予算現額に対し66万2,145円支出し、不用額は26万4,855円、執行率は71.4%でございます。組合議員の報酬や会議録作成委託費などを支出しております。

次に、2款総務費。2款総務費の全体としましては、予算現額に対して1億3,407万774円を支出し、不用額は49万1,726円となっております。

1項1目一般管理費は総務課に関する事務経費などで、予算現額に対し1億3,395万9,310円を支出し、不用額は47万6,190円、執行率は99.6%でございます。

支出の主なものは、総務課組合職員5人分の人件費及び11事業の一般管理事務費の12、13ページをお願いいたします。

12節委託料で、財務会計、人事給与、文書管理などの電算システム保守等委託料など、13節使用料及び賃借料で、電算システム使用料、18節負担金補助及び交付金で、総務課への派遣職員3人分の給与負担金。

14ページ、15ページをお願いいたします。

24節積立金で、財政調整基金への積立金5,453万7,000円を支出しております。

次に、2項1目監査委員費は監査に係る経費で、予算現額に対して11万1,464円を支出し、不用額は1万5,536円、執行率87.8%でございます。

次に、3款衛生費。3款衛生費全体としましては、予算現額に対して26億5,808万578円を支出し、不用額は1,415万7,422円となっております。

次に、1項1目処分場等管理費は、総務課で管理しております手光及び池浦最終処分場の管理に関する経費で、予算現額に対し4,155万854円を支出し、不用額は178万2,146円、執行率95.9%でございます。

支出の主なものは、1事業、処分場等管理費の12節委託料で、7細節手光最終処分場の周辺環境調査委託として858万円、14節工事請負費で、26細節宗像市池浦最終処分場に係る阿久住川水利組合との協定見直しによる池浦処分場揚水施設設置工事1,481万7,000円、21節補償、補填及び賠償金で、16ページ、17ページをお願いいたします。

4細節、同じく宗像市池浦最終処分場に係る阿久住川水利組合との協定見直しに関する地元区協力費800万円を支出しております。

不用額の主なものは14節工事請負費で、池浦処分場揚水施設設置工事の入札による残でございます。

次に、2項古賀清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費は、古賀清掃工場の職員人件費及び施設の維持管理経費で、予算現額に対して2億689万321円を支出し、不用額は173万3,679円、執行率99.2%でございます。

支出の主なものは、組合職員8名分の人件費及び11事業、清掃工場管理運営費の10節需用費で、5細節電気料1,537万6,039円、12節委託料で、18ページ、19ページを

お願いいたします。

7 細節工場周辺の大気質、水質、土壌等の環境調査及び工場に係るごみ質、排ガスなどの調査を行う環境モニタリング調査委託3,734万5,000円、10細節エレベーターや自動ドア、空調設備、消防設備、浄化槽、受変電設備などの保守整備を行う建築設備保守・点検等委託837万2,867円、15細節ごみ焼却施設の空調機更新工事に係る更新工事等設計委託268万4,000円、18節負担金補助及び交付金で、10細節地元筵内区に対する特別区費250万円、21節補償、補填及び賠償金で、地元筵内区に対する協力費、地元区協力費700万円を支出しております。

不用額の主なものは10節需用費で、電気料において発電効率が上がったことによる買電量の減によるものと、水道料の見込み減によるものでございます。水道料、電気料共に、年間を通して安定した操業が行えたことによるものでございます。

次に、2目可燃物処理費は古賀清掃工場焼却施設の運転管理に係る経費で、予算現額に対して11億224万5,615円を支出し、不用額は65万3,385円、執行率99.9%でございます。

支出の主なものは、20ページ、21ページをお願いいたします。

10節需用費で、2細節ごみ処理で使用する灯油、LPガスに係る燃料費6,580万2,436円、9細節ダイオキシン除去、ボイラー、排水処理に使用する薬剤等に係る医薬材料費7,129万9,316円、12節委託料で、8細節焼却施設の施設運転管理委託2億2,110万円、10細節施設の安定的運転のための施設定期整備等委託5億423万2,300円、ごみクレーンやボイラータービンの法定整備経費である施設法定整備等委託9,900万円、12細節焼却施設から発生する脱塩残渣及び溶融飛灰の再資源化処理の委託費用でございます飛灰等処理委託6,965万5,771円、14節工事請負費で、照明のLED化の照明設備更新工事4,950万円を支出いたしております。

不用額の主なものは10節需用費で、医薬材料費が、年間を通し、トラブルもなく安定操業が行えたことで、当初見込みより排ガス処理薬剤の使用量の低減が図られたことによる減でございます。

次に、3目不燃物処理費は、古賀清掃工場リサイクル施設の運転管理に係る経費で、予算現額に対して1億7,321万6,822円を支出し、不用額は41万4,178円、執行率99.8%でございます。

支出の主なものは12節委託料で、8細節リサイクルプラザの運転管理として施設運転管理委託8,316万円、10細節破碎機やコンベアなどの設備の整備補修を行う施設・設備補修整備等委託5,206万800円、13細節蛍光灯管や乾電池、家電、自転車などの処理困難物の処理を行う不燃物・処理困難物等処理委託1,315万736円を支出しております。

22、23ページをお願いいたします。

次に、4目処分場管理費は古賀清掃工場最終処分場の維持に係る経費で、予算現額に対して13万2,000円を支出し、不用額はゼロ円、執行率100%でございます。

次に、3項宗像清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費は、宗像清掃工場の職員人件費

及び施設の維持管理経費で、予算現額に対して1億5,032万3,322円を支出し、不用額は、173万5,678円、執行率98.9%でございます。

支出の主なものは、組合職員6名分の人件費及び11事業、清掃工場管理運営費の10節需用費で、5細節電気料1,353万9,062円。

24、25ページをお願いいたします。

12節委託料で、7細節工場周辺の大気質、水質、土壌等の環境調査及び工場に係るごみ質、排ガスなどの調査を行う環境モニタリング調査委託2,260万5,000円を支出いたしております。

不用額の主なものは10節需用費で、電気料において、常時供給電力の購入のみで、自家発補給電力の購入の必要が生じなかったことと買電量の見込み減によるものでございます。

次に、2目可燃物処理費は宗像清掃工場焼却施設の運転管理に係る経費で、予算現額に対して8億2,418万4,151円を支出し、不用額は638万9,849円、執行率99.2%でございます。

支出の主なものは、26、27ページをお願いいたします。

10節需用費で、1細節溶融炉や電気計装機器に係る消耗品費7,725万8,754円、2細節ごみ処理で使用するコークスや石灰石に係る燃料費9,651万360円、9細節排ガス処理、ボイラー、機器冷却水処理に使用する薬剤等に係る医薬材料費1,935万8,611円、12節委託料で、8細節ガス化溶融施設の施設運転管理委託2億2,506万円、10細節施設の安定的運転のための施設定期整備等委託2億5,702万6,000円、ボイラータービンの法定整備経費である施設法定整備等委託8,404万円、12細節飛灰の再資源化処理に係る委託費用、飛灰等処理委託5,761万4,631円、14節工事請負費で、ボイラーの復水器及び高所タンクへの鳥のフン害を防止するための鳥対策工事320万1,000円を支出いたしております。

不用額の主なものは10節需用費で、燃料費において、コークスが当初見込額より安価で購入できたことによるものでございます。また、医薬材料費において、排ガス処理薬剤等の使用量の見込み減によるものでございます。

次に、3目不燃物処理費は宗像清掃工場リサイクル施設の運転管理に係る経費で、予算現額に対して1億5,904万6,893円を支出し、不用額は144万8,107円、執行率99.1%でございます。

支出の主なものは12節委託料で、8細節リサイクル施設や設備の運転管理として施設運転管理委託8,016万8,000円、不燃物の選別業務として不燃物選別等委託1,479万4,960円、10細節クレーンに係る法定整備、施設の保守整備などの施設保守・整備等委託4,517万9,552円、13細節蛍光灯管や乾電池、家電、自転車などの処理困難物の処理を行う不燃物・処理困難物等処理委託698万2,753円を支出いたしております。

不用額の主なものは10節需用費で、燃料費において、作業用重機の燃料費の単価減によるものでございます。また、12節委託料で、不燃物等処理委託において、使用済廃家電及び廃乾電池の搬出量の見込み減によるものでございます。

次に、4目処分場管理費は宗像清掃工場最終処分場の維持に係る経費で、予算現額に対して49万600円を支出し、不用額は400円、執行率99.9%でございます。

28、29ページをお願いいたします。

次に、4款公債費。4款全体といたしましては、予算現額に対して1億2,958万3,750円を支出し、不用額は1,250円となっております。内訳については、1目元金、2目利子、それぞれ右端の備考欄のとおりでございます。宗像清掃工場分の長期債の元金及び利子でございます。

次に、5款1項1目予備費、この費目は、当初予算におきまして2,200万円計上しており、令和2年度におきまして1,176万2,500円を充用いたしましたことから、不用額は1,023万7,500円となっております。

充用の内訳は、総務課、古賀、宗像清掃工場それぞれに充用しており、緊急に支出する必要があったためでございます。

総務課分として、2款1項1目一般管理費に57万2,500円を充用し、新型コロナウイルス感染症対策用の消毒液、マスク等の購入を行っております。

古賀清掃工場分は、3款2項1目じん芥処理総務費に491万9,000円を充用し、ごみ焼却施設のごみピットに設置している火災発生時使用する放水銃が故障したため、緊急に修繕を行っております。

さらに、3款2項3目不燃物処理費に354万8,000円を充用し、新たに資源ごみの分別収集会場が令和2年10月から開設されることから、緊急でエコバッグの購入を行っております。また、リサイクルプラザ施設において10月に火災が発生したことで、緊急に修繕を行っております。

宗像清掃工場分は、3款3項1目じん芥処理総務費に272万3,000円を充用し、環境モニタリング調査用の観測井戸が使用できなくなったため、早急に観測用井戸の設置工事を行っております。

以上、歳出合計、予算現額29億4,755万円、支出済額29億2,239万7,247円、不用額2,515万2,753円となっております。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

前のページに戻りまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入全般として、調定額と同額の収入をいたしており、不納欠損額、収入未済額はございません。

1款1項1目経常費分担金、調定と同額の23億1,946万8,000円を収入いたしております。内訳は、総務課経常費分担金として9,472万7,000円、古賀清掃工場経常費分担金として12億3,103万4,000円、宗像清掃工場経常費分担金として9億9,370万7,000円をそれぞれ収入いたしております。

次に、2目創設費分担金、宗像清掃工場創設費分担金として、調定額と同額の1億2,958万5,000円を収入いたしております。

次に、2款1項1目ごみ処理場使用料、個人搬入、汚泥搬入などによる収入でございます。

調定額と同額の2億7,000万9,590円を収入いたしております。古賀清掃工場は1億5,528万9,950円、宗像清掃工場は1億1,471万9,640円となっております。内訳は右端の備考欄のとおりでございます。

次に、2目グラウンド使用料、旧福岡清掃工場のグラウンド使用料でございます。調定額と同額の7万400円を収入いたしております。

次に、3款1項1目財産貸付収入、福津市手光の福岡清掃工場跡地を太陽光発電所の用地として貸し付けております収入でございます。調定額と同額の360万円を収入いたしております。

次に、2目利子及び配当金、財政調整基金、福岡清掃工場閉鎖及び埋立物再処分基金の定期預金による運用利子でございます。調定額と同額の280万2,713円を収入いたしております。内訳は右端の備考欄のとおりでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

次に、4款1項1目財政調整基金繰入金、財政調整基金からの繰入金はございません。

次に、2目閉鎖及び埋立物再処分基金繰入金、閉鎖及び埋立物再処分基金から調定額と同額の2,484万7,000円を繰り入れております。

次に、5款1項1目繰越金、調定額と同額の7,142万7,756円を収入しております。平成31年度からの繰越金でございます。

次に、6款1項1目雑入、古賀・宗像両清掃工場の有価物及び電気の売却による収入でございます。調定額と同額の1億4,554万437円を収入いたしております。内訳は右端の備考欄のとおりでございます。

以上、歳入合計、予算現額29億4,755万円、調定額29億6,735万896円、収入済額29億6,735万896円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） 次に、監査委員に決算審査の結果の報告を求めます。

監査委員。

○代表監査委員（熊野 君男君） 決算審査の報告をいたします。

令和2年度玄界環境組合会計の決算について、組合長から審査を求められましたので、令和3年8月20日に牧野監査委員と審査いたしました。

審査に当たりましては、会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書等、関係書類の閲覧、諸帳簿等の照合、その他必要と認める審査を行いました。

その結果、審査に付された決算については、適正に処理され、決算の計数は正確であると認めます。

以上、簡単であります。決算審査の報告を終わります。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。質疑の際には、ページ数、款項目節を示して、質疑をお願いいたします。

決算は内容も多いので、全体を五つに分けて質疑を行います。最後に、決算全体に関す

るものについて質疑を行いたいと思います。

まず、一つ目は、決算書10ページから17ページの総務課に関する部分、二つ目は、16ページから23ページの新賀清掃工場に関する部分、三つ目は、22ページから29ページの宗像清掃工場に関する部分、四つ目は、28ページから34ページの公債費から最後までの部分、五つ目は、6ページから9ページの歳入に関する部分、最後に、決算全体に関するものがあります。

それぞれの部分について、1人原則3回までの質疑をいたしたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

まず、初めに、10ページから17ページの総務課に関する部分についての質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、二つ目、16ページから23ページの新賀清掃工場に関する部分について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、三つ目の22ページから29ページの宗像清掃工場に関する部分につきまして、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、四つ目、28ページから34ページの公債費から最後までの部分につきまして、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、五つ目、6ページから9ページの歳入に関する部分につきまして、質疑を行います。

質疑はございませんか。

古賀議員。起立をお願いいたします。

○議員（7番 古賀 誠視君） おはようございます。ちょっとお尋ねしますが、令和元年11月の定例会で、ごみの個人搬入、汚泥搬入等の使用料の値上げがっておりますが、その値上げ分について、金額的にどれくらいの金額になったのか。また、それに対して、どういう効果があったのか。その2点お尋ねしたいと思います。

○議長（結城 弘明君） ページを具体的に示していただけますか。何ページですか。

○議員（7番 古賀 誠視君） 申し訳ありません。7ページの使用料及び手数料ということで、2款1項1目1事業になるんでしょうかね。その部分でお尋ね……。

○議長（結城 弘明君） 7ページ。

○議員（7番 古賀 誠視君） はい、7ページ。決算書の7ページ。

○議長（結城 弘明君） 令和2年度の7ページですね。

○議員（7番 古賀 誠視君）　そうですね、7ページの決算書。ごみ処理場の使用料についての質問です。個人搬入、汚泥搬入について、令和元年11月の定例会で、10キロについては、個人搬入で140円が170円、汚泥搬入が10キロで140円が150円ということで、それぞれ30円、10円の搬入の使用料が値上げされておりますので、その値上げの部分について、**金額的に**どれだけになったのかということと、それに対する効果はどうなったのかということをお尋ねしたいんですけれども。

○議長（結城 弘明君）　事務局長。

○事務局長（小山 貴史君）　すみません、幾らほどの増になったかというのは、ちょっと今のところ、お示しする資料を持ち合わせておりませんが、古賀議員がおっしゃるように、**一般搬入**については、令和2年4月1日から、個人搬入については140円を170円に値上げさせて——これは10キロ当たりでございます——値上げさせていただいているところでございます。こちらについては近隣等の料金等も含めながら見直しを行っているところであり、やはりごみ処理の単価等について、適正に受益者の負担としていただくべきものということを含めて、ご議論の上で単価の値上げについては決定していただいたものとして認識はさせていただいております。

先ほど決算の冒頭でご説明いたしましたように、個人搬入量というのが、コロナ禍の影響だろうと思います。いわゆる断捨離とか家で過ごす時間等も増えたということ含めて、個人搬入量が増えておりますので、それに応じて、その収入の増があったものと認識しております。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君）　金額についてはそれなりにあったという、抽象的ですけども、あと、それに対する評価についてどうかというご質問もあっております。

事務局長。

○事務局長（小山 貴史君）　評価につきましてですが、先ほど申しましたように、基本的には受益者の負担として徴収するべきものとして考えておりますので、その受益者がいただく金額として適用な収入があっているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君）　質問者いいですか。

古賀議員。

○議員（7番 古賀 誠視君）　すみません、私の説明が冒頭悪くて理解があれでしたけど、ここで私がお尋ねしたいのは、こういう値上げの中で、例えば各自治体、管理する自治体あたりへ、そういう**金額**を示せないとどれぐらいというのが分からない、増額したのかが分からないので、ちょっと……。どうしようも言いようがないんですけど、総体的には4,400万円ということですけど、その中で上がった分がどうなっとうか、それが知りたかったんで。

今さら資料を頂戴というわけにはいけませんので、決算書に上げる上では、やっぱり当初の予算の中から決算ではどういう移行になりましたというぐらいはせめて把握をしておってほしいと思います。そうしないと、これから先、値上げのたびに……。自治体のそういう管理の負担を軽減するとかということも提案のときにされておりますのでね。

一つは、金額的にどれくらい上がって、管轄する自治体あたりが、結局、増収することによって負担軽減されたのか、それを知りたかったんで今お尋ねしたんですが、もうそれ以上ないということですから、今回はお控えします。この次にはまたお願いしたいと思いますので。

○議長（結城 弘明君） 意見としてでよろしいですか。

○議員（7番 古賀 誠視君） はい、意見として。

○議長（結城 弘明君） ほかにご質問。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 最後に、ないようでございますので、全体に関するものの質疑をお受けいたします。決算全体に関するもの。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。起立者7名でございます。賛成全員であります。よって、認定第1号、令和2年度玄界環境組合会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第7. 議案第5号 令和3年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）について

○議長（結城 弘明君） 日程第7、議案第5号、令和3年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（小山 貴史君） 議案第5号、令和3年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

それでは、議案書の7ページをお開きください。

まず、条文を読み上げます。

令和3年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）。

令和3年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）は、次に定めることによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,842万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,520万6,000円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和3年11月8日提出。玄界環境組合組合長、田辺一城。

それでは、まず、補正予算の歳出からご説明いたします。

4枚めくっていただき、13、14ページをお願いいたします。

3、歳出。2款1項1目一般管理費、補正前の額に45万円を追加しております。11事業、一般管理事務費の24節積立金を、決算に伴う繰越金の確定により、財政調整基金への積立金を増額するものでございます。

次に、3款2項古賀清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費、補正前の額に44万3,000円を追加しております。11事業、清掃工場管理運営費の10節需用費で、7細節修繕料で、古賀清掃工場管理棟の車椅子でも使用可能な多目的トイレの洗浄式トイレ及びフラッシュバルブなど、また、古賀清掃工場再生展示棟のブラインドなどの修繕が必要になったことから追加計上するものでございます。いずれも経年劣化により修繕が必要となったものでございます。

次に、3項宗像清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費は、補正前の額に792万円を追加しております。11事業、清掃工場管理運営費の12節委託料で、ガス化溶融施設中央操作室の無停電装置や吸排気監視装置が機能しておらず、操作室内における酸素欠乏が生じるおそれがあり、運転操業に支障が生じないよう、当該装置を点検・整備するため追加計上するものでございます。

次に、2目可燃物処理費、補正前の額に8,961万2,000円を追加しております。11事業、焼却場管理運営費の10節需用費の2細節燃料費で、宗像清掃工場の燃料でありますコークスが、世界的な石炭・コークスの需要増加と供給不足から来る価格高騰の状況にあり、対応するため増額するものでございます。

また、12節委託料10細節施設・設備保守・整備等委託で、宗像清掃工場ガス化溶融施設において、点検の結果、新たにメタルホッパー架台や窒素発生装置などの整備のほか、法令等の改正に伴う転落・振動防止の安全対策整備の必要が生じたため追加計上するものでございます。

以上、歳出合計、補正前の額33億2,678万1,000円、補正額増額で9,842万5,000円、合計34億2,520万6,000円となっております。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

1枚戻っていただき、11ページ、12ページをお願いいたします。

2、歳入。4款繰入金。繰入金の補正は、今回の補正に対するバランス調整でございます。

4款1項1目財政調整基金繰入金、補正前の額に7,700万7,000円を追加しております。右側の備考欄の古賀清掃工場財政調整基金繰入金は、今回の歳入予算補正における古賀清

掃工場分の追加増額に対して、前年度繰越金を充当してもなお財源の余剰が生じることから、829万1,000円を減額するものでございます。

宗像清掃工場財政調整基金繰入金は、今回の歳出予算補正における宗像清掃工場分の追加増額に対して、前年度繰越金を充当してなお財源の不足が生じる見込みであることから、8,529万8,000円を追加するものでございます。

次に、2目閉鎖及び埋立物再処分基金繰入金、補正前の額から153万5,000円を減額しております。前年度繰越金の増額により財源の余剰が生じることから、153万5,000円を減額するものでございます。

次に、5款1項1目繰越金、補正前の額に2,295万3,000円を追加するものでございます。前年度決算に伴い、繰越金が確定したことによるものです。

以上、歳入合計、補正前の額33億2,678万1,000円、補正額増額で9,842万5,000円、合計34億2,520万6,000円となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（結城 弘明君） それでは、これより質疑に入ります。質疑は一括して行いますが、歳入、歳出、一括質疑ということでさせていただきます。質疑の際には、ページ数、款項目節を示して質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

北崎正則議員。

○議員（2番 北崎 正則君） 歳出ですね。14ページのところ、3款、それから3項、それから2目の可燃物の処理費の分の燃料費。私も今回2回目なんですけど、前回もコークスの値上げで補正が組まれたというのを思い出したんですけど、あのときたしか3か月ぐらいで契約をされていらっしゃると聞いたので、これがいつからいつまでの分なのか。

それから、今回は石油の値上がりとか、いろんな部分の値上がりの構図なので、今後またこれ以上上がる見込みがあるのかどうか。そこの辺りの見通しとして、何かあったらお願いしたいと思います。

○議長（結城 弘明君） 山倉宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（山倉 昌俊君） 宗像清掃工場、山倉でございます。

まず、一つ目の入札回数でございますが、今年度は4月から9月まで、それから、10月から12月まで、そして、年明け1月から3月までの3回を予定しておるところでございます。

2点目の今後の見通しでございますけれども、先ほどの答弁で、やはり鉄鉱石の高騰に合わせて原料となる石炭も高騰しているということでございましたが、若干、一つの見通しといたしましては、鉄鉱石の需要については年度内がピークでなかろうかという見通しもございます。ただ、石炭につきましては、日本で使用しているオーストラリア産のものが、この価格動向については不透明であると。まだまだこれから先、この状態が続くという見通しもありますけれども、私どもといたしましては、鉄鉱石の需要が少し少なくなるということに合わせてコークスの値段も下がっていけばと考えております。

以上です。

○議長（結城 弘明君） よろしいですか。

ほかにご質問ございませんか。

横山良雄議員。

○議員（6番 横山 良雄君） 歳出の3款3項1目11節のところですけど、先ほど無停電装置の点検と、それと、中身が知りたいのでちょっとお尋ねしているんですけど、施設の設備の保守、それと整備委託と、建築のほうのバランスの比重といいますか、どのような金額になっているのか、それをちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（結城 弘明君） 山倉宗像清掃工場長。

○宗像清掃工場場長（山倉 昌俊君） この分につきましては、ガス化溶融施設の中央操作室でございすけれども、中央監視装置というのがございす。お話しいただきましたように、まず、無停電装置が機能していないということが分かった後、吸排気の監視装置も十分に機能を発揮してないということが分かりました。この分につきましては、全て中央監視盤、その一部を更新するというものでございす。

ですので、いわゆる施設設備等に係るもので、建物に関するものは含まれておりません。

○議長（結城 弘明君） 横山良雄議員。

○議員（6番 横山 良雄君） 分かりました。今、中監盤の一部異常みたいなことを言われましたけど、その中監盤、何年のものか分かりませんが、極端に言えば、中監盤の更新をされるときに、この部分のソフトは次に対応できるのか。この部分はやれないのかということをちゃんと見分けていただいて、そして、できるだけ……。中監盤が駄目だったら、吸排気だけではなくて、ほかのところも傷むということも分からないわけですね。だから、そこのところをしっかりと見分けて、少ない、多いということじゃなくて、しっかりした対応を1年間やっていただけるというようなことを考えていただいているのかということをお尋ねします。最後です。

○議長（結城 弘明君） 山倉宗像清掃工場長。

○宗像清掃工場場長（山倉 昌俊君） 今お話しいただいたような管理を十分に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（結城 弘明君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ないようでございすので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。起立7名。賛成全員であります。よって、議案第5号、令和3年度玄界環境組合会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。開始は10時45分にいたします。

午前10時30分休憩

午前10時45分再開

〔出席議員8名〕

○議長（結城 弘明君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第8. 一般質問

○議長（結城 弘明君） 日程第8、一般質問を行います。

本会議における一般質問の通告議員は2名でございます。

なお、一般質問の制限時間は、1人当たり20分間となっております。制限時間2分前に予鈴を1回鳴らします。制限時間になりましたら本鈴を2回鳴らします。

それでは、順次質問を許します。

まず、北崎正則議員。

○議員（2番 北崎 正則君） では、一般質問させていただきます。質問の要旨に沿って、質問させていただきたいと思います。

一つ、今後の清掃工場の運営についてということで、私が議員になってちょうど最初のときに、平成27年2月17日ですかね、清掃工場の将来計画についてというのがこの玄界環境組合から出ております。当時、私も議員としてなりたてでしたので、「ふーん」という感じで、いろいろお話を聞かせていただいたりしてたんですけど、今、現実的に玄界環境組合の議員として関わっていく中で、やはりぜひ今後の見通しとか、そういうお話を聞かせていただきたいなということで、読ませていただきます。

平成27年「将来計画について」という両工場の今後の在り方について、様々な想定を基に検討され、10年間の延伸を目途に取り組んでこられました。さらにその先を見通し、どう進められるのかということで、平成27年2月に出された「清掃工場将来計画」のまとめに、これの2枚目のところに書いてあるんですけど、現施設を可能な限り存続させていくことが望ましいという結論をつけられて、10年の延伸をめどにということで、今、現実的に進めておられます。しかし、その先の10年や15年をどう検討されるのかをお伺いしたいということが1点です。

それから、もう一つ、このまとめの中の最後のほうにも、現有施設の長寿命化にも必ず寿命が来ることになり、新規清掃工場を含め、ごみの委託、ごみ処理の広域化など、県、政令都市及び関係機関に働きかけるとあるが、現状と今後の進め方をどのように考えておられるのか。

以上2点、お願いいたします。

○議長（結城 弘明君） 組合長。

○組合長（田辺 一城君） 北崎議員のご質問、今後の清掃工場の運営についてにお答えをいたします。

1点目についてお答えします。現在、古賀清掃工場におきましては、地元筵内地区との協定延長によって、また、宗像清掃工場におきましては、平成28年度から3か年かけた基幹的改修により、双方とも10年程度の操業が継続できるようになっております。これは、議員からも10年の延伸を目途にというお話がありましたとおりでございます。

ご質問は、さらにその先の見通しということでございますが、前回の検討の際には、社会情勢、施設の老朽化度、また、地元との協定等を踏まえ、現施設を可能な限り存続させていくのが望ましいと結論づけたところでございます。次の検討に当たりましては、操業開始後30年が経過することになりますので、社会情勢の変化もさることながら、さらに老朽化が進むということを考慮しますと、当然、更新、つまり建て替えも視野に検討する必要があると考えております。

建て替えとなりますと、おおむね10年程度の期間が必要ではないかと考えております。古賀清掃工場につきましては、地元との協定延長と、例年、平準的に実施してきております定期整備などによりまして令和14年度末まで、宗像清掃工場におきましても、さきの基幹的改修によりまして、同時期までは安定操業できるものと考えております。それらの時期から逆算をしまして、令和4年度を目途に次の方針を示させていただければと申し上げている次第でございます。

2点目についてお答えします。

清掃工場を含め、社会的インフラの長寿命化を図るというのは、経済的な面などからも当然のことです。国も基本的には長寿命化による現有施設の延命を図るように進めております。この長寿命化ですが、議員がおっしゃられるように、設備や機械などの物理的な限界もあります。そのほかにも、社会情勢や経済的状況等によっても、長寿命化がややそぐわない場合もあるかと思えます。

そのような状況を踏まえ、また、一部事務組合という広域化のメリットを最大限生かすことはもちろんのこと、さらには、国、県、周辺自治体の状況等を見据えた検討を進めていきたいと考えております。

○議長（結城 弘明君） 北崎議員。

○議員（2番 北崎 正則君） ご答弁ありがとうございました。先ほど組合長が言われたように、古賀、宗像、両清掃工場は、私も調べましたところ、平成15年度の従前の福岡清掃工場の廃止に伴い、操業が開始されて、当初の操業の見込みの20年間、また、地元合意の下に再度10年間の延長、つまり令和14年度までとなっておるといえるのか、そこをめどにしておられるということです。

ちょっとエピソードなんですけど、私、以前お話ししましたが、前職の小学校の教諭をやったときは古賀西小学校が最初の赴任校であり、その当時、3年生の学習で清掃工場の見学、今

考えたら福間の手光ですね、そこに行きました。そして、その後、異動があつて、宗像市のほうの学校に行ったときにも、手光の清掃工場。ある意味では、そこは広域化が進んでたというふうに……。当時は、清掃工場の仕組みということを学習するために行ったんですけど、今、実際、議員になってみると、やっぱりこの広域化というのが非常に有効であつたんじゃないかなと思っています。

前回の清掃工場の移転に関しても、調べたところ、操業5年前、平成10年に玄界環境組合において、東部清掃工場、それから西部清掃工場の2か所に分散して建設されると決定された経緯があるようです。多分、従前から考えると、一つか二つ、清掃工場などをどうするかというような熱い議論がなされたのではないかと推測されます。このような過去の経緯から考えますと、仮に新設するのであれば、場所の選定、地元住民への説明会などの準備期間、設計、施工、それから試験操業など、先ほど組合長が言われたように、少なくとも10年近くの期間が見込まれると。となりますと、先ほど言われました令和14年度ですので、10年間を逆算していきますと、もう来年度から話合いが具体的に進んでいかなければならないのではないかと私も考えます。

この問題は、以前からの議事録も私、読ませていただきましたら、宗像市では、植木元議員や石松議員、それから福津市の大久保元議員などが挙げられておられます。確かに以前だと、まだ時期尚早なところもありましたけど、現状は、社会情勢や、先ほどの財政状況などを鑑みて、早い時期に話合いのテーブルが必要だと思います。

私が今日質問したい1点は、令和4年度の、大体ある程度、どういう時期ぐらいで考えておられるのか。时期的なものもある程度示さなければいけない時期ではないかなと思うので、そのスケジュールについてが1点です。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） 組合長。

○組合長（田辺 一城君） 議員が今おっしゃられたように、仮に新設するのであれば、場所の選定や、地元となる可能性のある地元の住民の方への説明等をしっかりやらなければいけませんので、やはり最初の答弁で申し上げたように、10年くらいの年限の中でやらなきゃいけないという認識を持っています。

今の時点では、今後の方針としても、幾つかのパターンは考えられると思っております。平成27年の検討の際にもお示ししておりますものに、直接的な建て替えというものを加えたものになるだろうと想定をしています。今も申し上げましたが、令和4年度ぐらいまでに方針を示したいと、大きい方針は持っておりまして、つまるところ、今申し上げた建て替えなのか、そうではないのかという大きなところを示していきたいということは考えているところです。

組合としての体制や方式等々、具体的なことにつきましては次の段階になろうかと思いますので、今の段階で、具体的なスケジュールというご質問に関しましては、これは決まっていないという状況であります。

○議長（結城 弘明君） 北崎議員。

○議員（2番 北崎 正則君） 答弁ありがとうございました。先ほど組合長が言われたように、前回の清掃工場の将来計画についても、分賦金とか、それから、ごみの処理の推定推移、それ

からパターンも8パターン、先ほどの新設ということであれば9パターンのパターンがあると思いますので、これは私の意見というふうになるかもしれませんが、広域化をあくまでも、しっかり今の現状を維持していただいて、進めていただきたいという要望があります。それは、やはり1自治体だけで負担するにはあまりにも財政負担が大きくなるということで、最初、広域化を考えられた、事務組合を考えられた先輩議員とか首長さんたちのその辺の考え方は正しかったのではないかなと私も思っております。

そうなってくると、先ほど言われましたように、パターンの中、先ほど、前回は1から8パターンだったんですけど、新設を含めると9パターンになるんですけど、パターンもある程度、類型というような形に考えられると思います。一つは、この二つの工場をそのまま維持の体制にするのかどうか。それから、二つを一つにするのかということと、もう一つはごみの処理の委託ですね。こういう大きな三つの方針になってくると思いますので、これはぜひ首長さんたちと胸襟を開いていただいて、その辺の方向性のある程度見通しながら話して、この玄界環境組合の方にご提案できるように進めていただきたいということを要望として、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（結城 弘明君） 以上で北崎正則議員の一般質問を終結いたします。

次に、横山良雄議員。

○議員（6番 横山 良雄君） それでは、議席番号6番、横山でございます。一般質問をさせていただきます。

さきの議員と重複するところがございますでしょうから、その点はもう分かっておりますので、簡単に簡潔にお答えいただければいいかと思います。

古賀清掃工場における利用期間は、現段階では、筵内地区との協定により令和14年度までとなっております。将来的なごみ処理の課題としては、少なくとも令和4年度を目途に方向性を決定することが重要であるとの考えが示されております。

ここで、現時点において、方向性の審議状況をお伺いいたします。また、令和4年度において、その決定も考えているのかをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） 組合長。

○組合長（田辺 一城君） 横山議員のご質問、古賀清掃工場の今後についてにお答えをいたします。

1点目についてお答えします。

令和14年度には、古賀、宗像両清掃工場とも、操業開始から30年が経過し、さらに老朽化が進むことになり、建て替えも視野に検討する必要があります。その場合の準備にはおおむね10年程度が必要であることから、令和4年を目途に、次の方針をお示しさせていただければと考えております。

そのことについての現時点におきます審議状況とのことですが、現時点では特に何も決まっていない状況であります。周辺の自治体や一部事務組合などの清掃工場も、同様に更新等を検討すべき時期を迎えているところが幾つかございます。国、県の動向も含め、ほかの団体等の進捗等を参考とできるよう、調査を進めているところであります。

2点目についてお答えします。

令和4年度において、その決定を行うのかということでございますが、今後、調査研究を進めていく上で、どの程度まで方向性を示せるのかは、現時点では明確には申し上げにくいところでございますが、本組合にとって、また、構成自治体にとって、何が最もいいのかの大きな方向性を示せるようにはしたいと考えています。

○議長（結城 弘明君） 横山議員。

○議員（6番 横山 良雄君） 協議の内容がまだ定まってないということでございます。組合長、また、副組合長はどのようにお考えなのかは、ちょっと千差万別だと思うんですけど、ただ、まとまったところで、更新計画なら何年を目途に停止を予定するのか。また、新設の計画だったら、何年間、運転期間を考えながら建てるのかという、この2点だけ最後にお伺いいたします。

○議長（結城 弘明君） 中野総務課参事。

○総務課参事（中野 晴海君） 参事の中野でございます。今の横山議員のご質問ですが、何年めぐらいに操業するのかということでございます。

今の時点では、古賀工場が、現地の筵内とのお約束が令和14年度いっぱいでございますので、この期間が切れるまでには、できるだけ新設の方向で検討していきたいと、新設をするならですね、していきたいと思っています。

新設する場合、どのくらい使うのかということでございます。明確には申し上げにくいところではございますが、30年程度は当然使えるんじゃないかと。使えるならもっと使いたいのと考えておりますので、もし造る場合はそういうような、例えば方式、プラントとかですね、そういう選択も視野に入れていきたいと思っております。

○議長（結城 弘明君） よろしいですか。

それでは、以上で横山良雄議員の一般質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結します。

お諮りいたします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第39条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議を全て終了いたしました。

これにて、令和3年玄界環境組合議会第2回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月8日

議 長 結城 弘明

署名議員 大牟田直人

署名議員 江上 隆行